



未成年者に対する性的乱用の防止

Watanabe Tadashi 渡邊 齊志

ドイツでは、2009年10月から始まった第17立法期も折返し点を過ぎ、多数の法案が成立し、また、議会で審議に付されている。

そのような中、連邦政府が力を入れている施策のひとつが未成年者に対する性的乱用の防止である。ドイツにおいては、児童が性的乱用の被害に遭う件数は1年間で1万1000件に達する。10年ほど前まで年間1万5000~1万6000件で推移していたのに比べれば減少しているが、ここ数年は横ばいである。こうした状況を受けて、2003年には連邦政府（当時の与党は社会民主党〔SPD〕と緑の党）により、性的乱用からの児童・少年の保護を主眼に置いたアクションプランが策定された。この取組は2008年に報告書を残して終了したが、2010年3月には連邦政府（与党はキリスト教民主社会同盟〔CDU/CSU〕と自由民主党〔FDP〕）により、閣僚を代表とするラウンドテーブル「民間施設及び公的施設並びに家族の領域における、依存関係及び力関係の中での児童の性的乱用」が設置された。また、同じく2010年3月からは、児童に対する性的乱用を所管する独立受託者が連邦政府によって任命されて施策のモニタリングに当たっているほか、2011年9月には新たなアクションプランが連邦政府によって策定されている。このように、政権の枠組みが変わっても未成年者に対する性的乱用の防止については継続的な取組がなされており、この問題が社会的に高い優先順位を持つものであることが覗かれる。

そこで本稿では、これらの分野における最近の主な立法動向として、2012年1月から施行された「連邦児童保護法」、および現在連邦議会で審議中の「性的乱用の被害者の権利を強化するための法律案」について紹介する。

前者は、2012年1月1日から施行されたもので（BGBl. 2011 I S. 2975）、「児童保護における協力及び情報提供のための法律」の制定や社会法典の改正などから成っており、児童が性的乱用の被害に遭うことを未然に防ぐために、青少年援助に従事する者に無犯罪

証明書の提示を義務付けることなどを内容としている。

後者は、2011年6月22日に連邦政府によって提出されたもので（BT Drucksache 17/6261）、刑事訴訟法や裁判所構成法の改正などから成っており、公判廷において被害者に対する証人尋問が繰り返し行われることで二次被害が発生するのを防ぐこと、未成年の被害者の公判をより一層容易に非公開にできるようにすること、未成年の被害者が成人した後においても弁護士が補佐人として付されるようにすること、などを実現するための規定が盛り込まれている。

前者は予防、後者は司法手続における保護の強化を目的としたものであり、その射程は異なっているが、こうした立法措置が同時並行的に進められていることもまた、児童・少年の保護の強化という領域全体が政策課題として捉えられていることの表れであると言える。

連邦児童保護法の概要

▶ サポートに関する親への情報提供

両親およびこれから親になる者は、妊娠、出産、新生児の発達等に関する助言・サポートについて情報の提供を受けるものとする。（児童保護における協力及び情報提供のための法律第2条）

▶ ネットワークの枠組み

州においては、特に早期援助の領域で、児童保護を所管する者や機関の協力の仕組みが構築される。この協力の仕組みには、医師、保健師、教員、警察、ソーシャルワーカーなどが組み込まれる。この協力の仕組みは、家族助産師（Familienhebammen；追加的な教育を受けた助産師）によって強化されるものとし、そのために、2012年には3000万ユーロ、2013年には4500万ユーロ、2014年および2015年にはそれぞれ5100万ユーロが支出される。（児童保護における協力及び情報提供のための法律第3条）

▶ 守秘義務を負う者による情報提供

医師、助産師、公立学校の教員などは、職業活動の